

岩手県医療局管理規程第7号

医療局企業職員日額旅費規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県医療局長 熊谷泰樹

医療局企業職員日額旅費規程の一部を改正する規程

医療局企業職員日額旅費規程（昭和49年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区分		日額	摘要	区分		日額	摘要
[略]				[略]			
能力開発 発研修 及び専門 研修	宿泊 する 場合	公用の 宿泊施 設その 他これ に準ず る宿泊 施設	[略]	能力開 発研修 及び専門 研修	宿泊 する 場合	公用の 宿泊施 設その 他これ に準ず る宿泊 施設	[略]
		清温荘	[略]			清温荘	[略]
		岩手県立総合 教育センター	2,800円				
		国立岩手山青 少年交流の家	[略]			国立岩手山青 少年交流の家	[略]
		[略]				[略]	
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。